

# R7年度以降における入札・契約手続き等の変更について

令和7年3月

## ★[測量・建設コンサルタント業務]最低制限価格の算定式改定について

工事に係る設計、測量および調査委託業務について最低制限価格の算定方法を次のとおり令和7年4月1日以降の発注分から改正します。

＜算定方法＞	
測量	設定範囲：60%～82%
	①直接測量費 × 1.00 ②測量調査費 × 1.00 ③諸経費 × 0.50
地質調査	設定範囲：2/3～85%
	①直接調査費 × 1.00 ②間接調査費 × 0.90 ③解析等調査業務費 × 0.80 ④諸経費 × 0.50
建築関係の建設コンサルタント	設定範囲：60%～81%
	①直接人件費 × 1.00 ②特別経費 × 1.00 ③技術料等経費 × 0.60 ④諸経費 × 0.60
土木関係の建設コンサルタント	設定範囲：60%～81%
	①直接人件費 × 1.00 ②直接経費 × 1.00 ③その他原価 × 0.90 ④一般管理費等 × 0.50

## ★工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和について

川西市では、現場代理人の常駐義務について緩和措置を講じていますが、令和7年4月1日より下記のとおり要件を変更しますのでお知らせいたします。

◎兼任に係る各工事の当初請負金額が4,500万円未満であること。ただし、同一の現場代理人が兼任する工事の請負金額合計が4,500万円を超えない場合に限るものとする。

**4,000万円 ⇒ 4,500万円 に変更する。**

## ★[市内業者格付け]次回8年から電子申請による受け付けに変更

市内の土木・建築工事業者を対象とした格付け(ランク設定)にかかる申請受付を令和8年3月に行うランク設定の申請から、電子申請による受付方法に変更します(7年度は従来どおり紙・メールによる申請)。

また、主観的事項の評価項目についても建設キャリアアップシステムへの事業者登録について8年度より項目追加を行う予定です。その他変更等があれば市ホームページ等で案内します。